

## 令和4年第1回高松市議会定例会提出予定議案

1	令和4年度高松市一般会計予算	163,800,000千円
2	令和4年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	42,506,352千円
3	令和4年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	6,793,561千円
4	令和4年度高松市介護保険事業特別会計予算	42,433,820千円
5	令和4年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	114,044千円
6	令和4年度高松市食肉センター事業特別会計予算	350,711千円
7	令和4年度高松市競輪事業特別会計予算	20,065,315千円
8	令和4年度高松市卸売市場事業特別会計予算	424,846千円
9	令和4年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	110,061千円
10	令和4年度高松市駐車場事業特別会計予算	467,602千円
11	令和4年度高松市病院事業会計予算	11,790,445千円
12	令和4年度高松市下水道事業会計予算	19,981,452千円

13 高松市隣保館等条例及び高松市児童厚生施設条例の一部改正について

〔R4. 4. 1から施行〕

隣保館である高松市国分寺文化センターに高松市新居児童館を統合し、隣保館及び児童館（以下「隣保・児童館」という。）とするため、改正するもの

(1) 高松市隣保館等条例の一部改正

ア 高松市国分寺文化センターの施設区分を次のように変更するとともに、所要の規定整備をするもの

改正前            改正後

隣保館    →    隣保・児童館

イ 隣保館及び隣保・児童館（以下「隣保館等」という。）の施設・設備等を専用使用しようとする者は市長の許可を受けなければならないこととし、当該規定の適用がない場合は、別に定める手続をしなければならないこととするもの

ウ 施設・設備等の専用使用を許可しないことができるときとして、隣保館等の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認められるときを加えるもの

エ 隣保館等への入館を拒み、又は隣保館等からの退館を命ずることができる者として、隣保館等の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認められる者を加えるもの

オ 引用条項の整備をするもの

(2) 高松市児童厚生施設条例の一部改正

ア 児童厚生施設を列記する表から高松市新居児童館を削るもの

14 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

市長等の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

(1) 令和4年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後
6月期	100分の167.5	→ 100分の162.5 (△100分の5)
12月期	100分の167.5	→ 100分の162.5 (△100分の5)
年 間	100分の335	→ 100分の325 (△100分の10)

15 高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

高松市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

(1) 令和4年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後	
6月期	100分の167.5	→	100分の162.5	(△100分の5)
12月期	100分の167.5	→	100分の162.5	(△100分の5)
年 間	100分の335	→	100分の325	(△100分の10)

16 高松市個人情報保護条例の一部改正について

〔R4.4.1から施行〕

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、改正するもの

(1) 引用条項の整備をするもの

17 高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正について

〔R4.6.1から施行〕

公益通報者保護法の一部改正を踏まえ、職員等の定義を見直すため、改正するもの

(1) 内部公益通報をすることができる職員等に、当該通報の日前1年以内に職員であった者等を加えるもの

18 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

〔R4.4.1から施行〕

国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、非常勤職員が育児休業及び部分休業を取得することができる要件を緩和する等のため、改正するもの

- (1) 非常勤職員が育児休業を取得することができる要件のうち、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であることとするものを削るもの
- (2) 非常勤職員が部分休業を取得することができる要件のうち、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であることとするものを削るもの
- (3) 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について定めるもの
- (4) 勤務環境の整備に関する措置について定めるもの
- (5) 所要の規定整備をするもの

## 19 高松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

〔公布の日から施行〕

職員の期末手当の支給割合について人事院勧告を鑑みた国家公務員の期末手当に係る取扱いに準じて改定し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について改定は行わないため、改正するもの

### (1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 令和4年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの  
(再任用職員以外の職員)

	現 行		改正後
6月期	100分の127.5	→	100分の120 (△100分の7.5)
12月期	100分の127.5	→	100分の120 (△100分の7.5)
年 間	100分の255	→	100分の240 (△100分の15)

(再任用職員)

	現 行		改正後
6月期	100分の72.5	→	100分の67.5 (△100分の5)
12月期	100分の72.5	→	100分の67.5 (△100分の5)
年 間	100分の145	→	100分の135 (△100分の10)

### (2) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 令和4年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の167.5	→	100分の162.5 (△100分の5)
12月期	100分の167.5	→	100分の162.5 (△100分の5)
年 間	100分の335	→	100分の325 (△100分の10)

### (3) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 会計年度任用職員の期末手当の支給割合について改定は行わないことから、準用をする高松市職員の給与に関する条例において(1)により改定する令和4年度からの期末手当の支給割合をその改定前の支給割合に読み替えるもの

## 20 高松市国民健康保険条例等の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、改正するもの

〔R 4. 4. 1 から施行〕  
(2)は、公布の日から施行

### (1) 高松市国民健康保険条例の一部改正

ア 国民健康保険料の基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を次のとおり引き上げるもの

	改正前	改正後
基礎賦課額限度額	63万円	→ 65万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	19万円	→ 20万円

### (2) 高松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正

ア 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある世帯の世帯主に対して賦課する基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（端数の切上げを行った後の額）を控除して得た額とするもの

イ 保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額は、(ア)の額から(イ)の額を控除して得た額とするもの

(ア) 基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に低所得者の保険料の減額の該当する割合を乗じて得た額（端数の切上げを行った後の額）を控除して得た額

(イ) (ア)の額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（端数の切上げを行った後の額）

## 21 高松市手数料条例の一部改正について

〔R 4. 4. 1 から施行〕

本市の職員が食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査（以下「食鳥検査」という。）を実施することに伴い、市が徴収する手数料に食鳥検査に係る検査手数料を加え、その額を定める等のため、改正するもの

(1) 検査手数料の事務の種類欄に食鳥検査及び食鳥検査を受ける日を加え、単位の欄及び金額の欄に当該食鳥検査を受ける日に応じ食鳥検査をする1羽あたりの手数料の額を定めるもの

(2) 指定検査機関の収入となる手数料について規定する表を削るもの

(3) 別表検査手数料の項第4号の2の規定は、食鳥検査を指定検査機関において受けようとする者について準用するもの

(4) 所要の規定整備をするもの

## 22 高松市夜間急病診療所条例の一部改正について

〔R 4. 7. 1 から施行〕

高松市夜間急病診療所の駐車場において定期駐車券の使用による駐車を開始する等のため、改正するもの

- (1) 高松市夜間急病診療所駐車場の使用区分を普通駐車及び定期駐車とし、定期駐車に係る駐車場使用料の上限額を定めるもの
- (2) 定期駐車券による場合の駐車場使用料の納付方法について定めるもの
- (3) 市長が特別の理由があると認め、既納の駐車場使用料を返還することができる場合に定期駐車券を使用して駐車する場合を加えるもの
- (4) 駐車場使用料の不徴収について定めるもの
- (5) 駐車期間の制限について定めるもの
- (6) 駐車の拒否について定めるもの
- (7) 駐車場における禁止行為について定めるもの
- (8) 駐車場の使用の休止について定めるもの
- (9) 所要の規定整備をするもの

## 23 高松市学校施設整備基金条例の制定について

〔公布の日から施行〕

廃校施設の有効活用を図るために行う有償による財産処分により発生する収益のうち国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を学校の施設の整備に要する経費の財源として活用する高松市学校施設整備基金を設置するため、制定するもの

- (1) 基金の設置について定めるもの
- (2) 基金の積立額について定めるもの
- (3) 管理について定めるもの
- (4) 運用収益の処理について定めるもの
- (5) 繰替運用について定めるもの
- (6) 処分について定めるもの
- (7) 委任について定めるもの

## 24 高松市学校給食共同調理場条例の一部改正について

〔R 4. 4. 1 から施行〕

高松市立鶴尾学校給食共同調理場の新設及び高松市立太田学校給食共同調理場の廃止に伴い、改正するもの

- (1) 共同調理場の名称及び所在を定める表に、高松市立鶴尾学校給食共同調理場の名称及び所在を加えるもの
- (2) 当該表から高松市立太田学校給食共同調理場の名称及び所在を削るもの

## 25 高松市塩江湯愛の郷センター条例の一部改正について

〔R 4. 4. 1から施行〕

高松市塩江道の駅エリア整備の実施において、高松市塩江湯愛の郷センターの施設の一部を閉館し、及び解体することに伴い、改正するもの

- (1) 高松市塩江湯愛の郷センターに置く施設を見直すもの
- (2) 同センターで行う事業を見直すもの

## 26 高松市屋島山上観光駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

高松市屋島山上観光駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日をも定めるため、改正するもの

- (1) 高松市屋島山上観光駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を変更するもの

改正前	改正後
公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日	令和4年4月1日

## 27 高松市消防団条例の一部改正について

〔R 4. 4. 1から施行〕

国が発出した非常勤消防団員の報酬等の基準を踏まえ、消防団員の報酬の種類、報酬の額等を見直すとともに、消防団員の任命の要件等を見直すため、改正するもの

- (1) 消防団員の任命の要件を見直すもの
- (2) 消防団員の欠格事項を見直すもの
- (3) 基本団員が本市の区域を離れる場合の要件等を見直すもの
- (4) 消防団員の報酬の種類を年額報酬及び出場報酬とし、その額を見直すもの
- (5) 消防団員の費用弁償の額を見直すもの
- (6) 報酬及び費用弁償の支払方法を見直すもの
- (7) 所要の規定整備をするもの

## 28 高松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

〔R 4. 4. 1から施行〕

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 傷病補償年金等を受ける権利を担保に供することができる場合についての規定を削るもの

## 29 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を締結するもの

- (1) 契約金額 11,000,000円を上限とする額
- (2) 相手方 内橋 翔 (公認会計士)

## 30 公の施設の指定管理者の指定について

高松市屋島山上交流拠点施設及び高松市屋島山上観光駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 株式会社イースト
- (2) 指定の期間 R4.4.1~R14.3.31

## 31 工事請負契約について

高松市文化芸術ホール改修工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 4,224,000,000円
- (3) 相手方 大成・高岸特定建設工事共同企業体

## 32 専決処分の承認について

令和3年12月20日付けで国の補正予算として成立した、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業」を実施するに当たり、早急に予算の措置をする必要が生じたため、去る1月7日に令和3年度高松市一般会計補正予算（第10号）の専決処分を行ったことの承認を求めるもの

現計予算額	174,958,190千円
補正額	5,543,888千円
補正後	180,502,078千円

### 33 専決処分の承認について

令和3年度ふるさと高松応援寄附金の額が当初の想定を上回ったことに伴い、お礼品配送等委託料の1月以降の支払に係る予算額に不足を生じるため、並びに令和3年11月19日に閣議決定され、同年12月20日に成立した国の補正予算の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」により「マイナポイント事業」を実施し、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を対象世帯に対し支給し、及び「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」を受給できない養育者に対し「高松市子育て世帯応援給付金」を給付するに当たり、早急に予算の措置及び補正をする必要が生じたため、去る1月21日に令和3年度高松市一般会計補正予算（第11号）の専決処分を行ったことの承認を求めるもの

現計予算額	180,502,078千円
補正額	1,200,337千円
補正後	181,702,415千円

### 34 専決処分の承認について

令和3年度の高松市営競輪の車券の発売収入が当初の予定を上回る事となることに伴い払戻金、場外車券売場借上費等の、開催に係る経費も当初の予定を上回る見込みであり、早急に予算の補正をする必要が生じたため、去る2月10日に令和3年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分を行ったことの承認を求めるもの

現計予算額	18,876,489千円
補正額	2,201,500千円
補正後	21,077,989千円